



# 第 161 回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時

## 場所

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地  
当社本社 講堂  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)



美濃窯業株式会社  
MINO CERAMIC CO.,LTD.

証券コード：5356

# 最高の品質こそ最大のサービス

これが美濃窯業を支える企業ポリシーです。

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第161回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長

太田滋俊



## 美濃窯業グループの品質方針

1. 私たちはお客様に最高の品質を最大のサービスとして提供します。
2. 私たちは最高の品質を提供するために、製品や社内の仕組みを継続的に改善してゆきます。

### 「最高の品質」とは

1. 感動を与える品質
2. 期待以上の価値
3. 一番初めに選ばれる

株主各位

証券コード 5356

2023年6月8日

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地

**美濃窯業株式会社**取締役社長 **太田 滋俊**

## 第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.mino-ceramic.co.jp/ir/library/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【株主総会資料掲載 ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/5356/teiji/>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時00分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- 1 日 時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時
- 2 場 所** 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地  
当社本社 講堂
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第161期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第161期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
  - 第5号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
  - 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件
  - 第7号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の更新の件

#### 4 招集にあたっての決定事項

書面（郵送）より議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  2. 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際して監査等委員会及び会計監査人が監査を実施した対象の一部であります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	おおた しげとし 太田 滋俊 (1951年12月12日生)	1980年4月 当社入社 1987年6月 当社取締役 1989年6月 当社常務取締役 1993年6月 当社専務取締役 1999年6月 当社代表取締役社長（現任） 2000年1月 株式会社ビョーブライト（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2000年6月 ミノセラミックス商事株式会社（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2004年6月 美州興産株式会社代表取締役社長（現任） 2005年9月 日本セラミックエンジニアリング株式会社（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2021年10月 岩佐機械工業株式会社代表取締役社長（現任）	606,158株



候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	なかしま まさや 中島 正也 (1953年3月16日生)	1976年 4月 当社入社 2003年 5月 執行役員 プラント部長補佐 2006年 6月 常務執行役員 プラント部長補佐 2010年 6月 当社取締役 常務執行役員 営業部・プラント部管掌 2015年 3月 当社取締役 常務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当 2015年 6月 当社取締役 専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当 2022年 4月 当社取締役 専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部・マテリアル事業部・資材課 担当（現任）	41,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	はせがわ いくお 長谷川 郁夫 (1965年3月7日生)	1988年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2012年 4月 同行西船橋支店長 2014年 4月 当社管理担当部門長 2015年 3月 管理担当部門長兼総務人事部長 2015年 6月 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 2016年 6月 当社取締役 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 2017年 6月 当社取締役 執行役員 管理部門担当、総務人事部長 兼経営企画担当 2021年 6月 当社取締役 執行役員 管理本部長兼総務人事部長（現任）	5,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">いしかわ ゆたか <b>石川 豊</b> (1959年11月7日生)</p>	1985年 4月 当社入社	7,200株
		2015年 6月 執行役員 プラント部長	
		2016年10月 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当 兼RE生産部長	
		2017年 1月 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当 兼RE生産部長 兼亀崎工場長	
		2017年 6月 当社取締役 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 兼亀崎工場長	
		2021年 6月 当社取締役 執行役員 RE事業部長兼RE生産部長	
		2022年 4月 当社取締役 執行役員 RE事業部長（現任）	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">おおしま たかふみ <b>大島 崇文</b> (1954年1月30日生)</p>	1979年 4月 日本特殊陶業株式会社入社	2,800株
		2007年 6月 同社取締役	
		2009年 6月 同社常務取締役	
		2011年 6月 同社専務取締役	
		2013年 6月 同社代表取締役副社長	
		2016年 6月 同社代表取締役副社長退任	
		2019年 6月 当社社外取締役（現任）	

**【選任理由及び期待される役割の概要】**

大島崇文氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上場会社の代表取締役副社長としての経験をもち、企業経営における豊富な経験や見識を活かし、外部的視点から社業全般に関して監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 再任	さとう まこと 佐藤 誠 (1960年2月15日生)	1983年 4月 丸紅株式会社入社 2010年 4月 同社 地球環境プロジェクト部長 2012年 4月 同社 資源重機プラント部長 2013年 4月 丸紅ベネズエラ会社社長 2016年 4月 丸紅イラン会社社長 2018年 4月 丸紅株式会社 執行役員中東総括（ドバイ駐在） 2020年 4月 丸紅株式会社 理事 2022年 6月 当社社外取締役（現任）	400株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤誠氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして特に当社の経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大島崇文氏及び佐藤誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大島崇文氏及び佐藤誠氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大島崇文氏が4年、佐藤誠氏が1年となります。
4. 当社は、大島崇文氏及び佐藤誠氏の間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、大島崇文氏及び佐藤誠氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。



## 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である山田俊彦氏、澁谷英司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	やまだ としひこ 山田 俊彦 (1956年9月21日生)	1979年4月 当社入社 2012年6月 執行役員 営業企画部長兼名古屋営業所長 2015年3月 執行役員 RE事業部生産部長兼四日市工場長 2015年6月 当社取締役 執行役員 RE事業部生産部長兼四日市工場長 2016年10月 当社取締役 執行役員 RE事業部長 2019年4月 当社取締役 執行役員 RE事業部長兼RE営業部長 2021年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	13,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	しげや えいじ 澁谷 英司 (1957年1月28日生)	1979年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1983年 3月 公認会計士登録 2004年 5月 監査法人トーマツ代表社員 2013年 6月 日本公認会計士協会東海会副会長 2013年 7月 日本公認会計士協合理事 2018年 7月 有限責任監査法人トーマツ退社 2018年 8月 澁谷英司公認会計士事務所所長（現任） 2019年 6月 日本公認会計士協会東海会岐阜県会会長 2019年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年 6月 トランコム株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年 6月 サンメッセ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年 6月 株式会社丸順（現株式会社J-MAX）社外監査役（現任）	2,800株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>澁谷英司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見と見識を活かして特に財務及び会計について専門的な観点から取締役の執務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験は有りませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 澁谷英司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 澁谷英司氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、山田俊彦氏及び澁谷英司氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。山田俊彦氏及び澁谷英司氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、澁谷英司氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

氏名	役職	企業経営	業界知見	国際性	営業	製造	研究開発	財務会計	法務 コンプライアンス
太田 滋俊	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		●
中島 正也	取締役専務執行役員	●	●	●	●	●	●		
長谷川 郁夫	取締役執行役員	●						●	●
石川 豊	取締役執行役員	●	●		●	●			
大島 崇文	社外取締役	●	●			●	●		
佐藤 誠	社外取締役	●		●					●
山田 俊彦	取締役常勤監査等委員	●	●		●	●			●
澁谷 英司	社外取締役監査等委員	●						●	●
小林 宏明	社外取締役監査等委員	●			●				●

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月29日開催の第155回定時株主総会において、年額150,000千円以内（うち社外取締役分15,000千円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告の「3. (4)取締役の報酬等」に記載のとおりであります。また、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

**第4号議案****監査等委員である取締役の報酬額改定の件**

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の第155回定時株主総会において、年額35,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額45,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。その具体的金額、方法につきましては、監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役2名）となります。

**第5号議案****取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件**

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合に再任となる取締役及び在任中の取締役に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法につきましては、監査等委員でない取締役は取締役会、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、事業報告の「3. (4)取締役の報酬等」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案の内容は指名・報酬委員会において協議した上で、取締役会において決定しており、その内容は相当であると判断しております。なお、監査等委員会としても本議案の内容は相当であるものと判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、略歴は次のとおりです。

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）**

氏名	略歴
太田 滋俊	1987年6月 当社取締役 1989年6月 当社常務取締役 1993年6月 当社専務取締役 1999年6月 当社代表取締役社長（現任）
中島 正也	2010年6月 当社取締役 常務執行役員 2015年6月 当社取締役 専務執行役員（現任）
長谷川 郁夫	2016年6月 当社取締役（現任）
石川 豊	2017年6月 当社取締役（現任）
大島 崇文	2019年6月 当社社外取締役（現任）
佐藤 誠	2022年6月 当社社外取締役（現任）



## 監査等委員である取締役

氏名	略歴
山田 俊彦	2015年 6 月 当社取締役 2021年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）
澁谷 英司	2019年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
小林 宏明	2020年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

## 第6号議案

# 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

### (1) 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員、並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、また、2021年6月29日開催の第159回定時株主総会において本制度の報酬枠の再設定についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、今回、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役等の役員報酬総額に占める業績連動型株式報酬の割合を高めるため、現在の取締役等に関する本制度にかかる報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と役員の使命である「中長期を見据えた戦略の遂行」に対する動機付けをより一層高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告の「3.（4）取締役の報酬等」をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第3号議案でご承認をお願いしている取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額200万円以内（うち社外取締役分として年額200万円以内）。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。原決議からの変更点は、下記（2）下線部分となります。なお、本制度の詳細につきましては、下記（2）の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は4名であり、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

### (2) 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

#### ①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

## ②信託金額（報酬等の額）

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、59,004千円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式134,100株を取得しております。

なお、本制度が終了するまでの間、当社は原則として各対象期間ごとに248,400千円（うち、当社の取締役分として211,140千円）を上限として本信託に追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。

なお、当社は当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

## ③本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記②により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記④の通り、1事業年度当たり99,360ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は496,800株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

## ④取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は84,440ポイントを上限とし、当社の執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は14,900ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記⑤の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償

割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記⑤の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### ⑤当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記④に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、単元未満の株式数に対応する確定ポイント数については、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた取締役等であっても株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合及び在任中に取締役等としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

## 第7号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2023年5月15日付「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）について」でお知らせいたしましたとおり、同日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、以下の当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議しております。

本プランは、2023年5月15日付けで効力を生じており、その有効期間は、同日から本総会の終結時までとしておりますが、本議案について株主の皆様のご承認が得られた場合には、その有効期間は本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長されるものとしております（なお本総会において、本議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本プランは直ちに廃止されます。）。従いまして、本プランを更新することにつきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります

### I 会社の支配に関する基本方針

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様適切にご判断いただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様にご提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目

的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本プランに定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

そのため、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かにかかる当社の株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることにかかる議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、本プランに沿って開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

従いまして、本プランに基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者（下記Ⅲで定義されます。）が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記Ⅲに記載した手続を遵守しない場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

#### (1)当社の経営理念と経営方針

当社は、2022年5月13日公表の中期経営計画策定にあたって、「ありがたい姿」、「キー戦略」及び「基盤」を以下の通り定めました。創業からこれまでの100余年は社会、経済の環境変化に応じて徐々に企業の形や取扱う製品、組織構造等を変化させて行くことで着実に利益を出す体制を構築してまいりましたが、現在はVUCA（Volatility/変動性,Uncertainty/不確実性,Complexity/複雑性,Ambiguity/曖昧性）と呼ばれる激動の時代の真っ只中において、当社グループも時代に適合あるいは先取りして経営、事業、オペレーション、技術開発等を「変革」することでより強靱で特徴のあるセラミックス・耐火物メーカーとして生き残る必要があると考えております。

ありがたい姿として「高品質かつ地球環境に配慮した製品やサービスの開発に注力しデジタルを軸に経営を変革することで、特徴のあるセラミックス企業としての存在感を高め、持続的に成長可能な企業体質をつくり上げる」と決めました。加えて、需要拡大傾向にある海外関連売上高の拡大を目指すことで、当社グループを発展させてまいります。



## (2)経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2022年度からスタートした中期経営計画で、顧客業界動向、原燃料価格動向、当社製品開発状況等を踏まえ、売上高、営業利益、ROS（売上高経常利益率）、海外関連売上高、配当性向、投資計画の6項目において3か年の計画を策定しました。2021年度の実績を元にしたCAGR（年平均成長率）では売上9%、営業利益25%、ROS12%、海外関連売上高50%、配当性向10%、投資計画6%としており、売上高、営業利益、海外関連売上高は過去最高を目指します。

### （キー戦略）

#### ① サステナビリティ

- i) 環境・エネルギープラント向けの耐火物販売・エンジニアリング強化
- ii) 焼成設備向け水素バーナー等のCO<sub>2</sub>排出量削減及び省エネに資する設備の開発
- iii) 不焼成レンガ、ゲルボンドキャストブル等カーボンニュートラルに資する耐火物の開発
- iv) CCUS（二酸化炭素回収・貯蔵・有効利用）に関するノウハウ獲得・展開
- v) 電化道路向け等への機能性セラミックス舗装材の拡販
- vi) 工場の主燃料を重油からLNGに転換し、バーナーの高効率化も推進
- vii) 可能な範囲で再生原料の製品へのリサイクル利用を促進
- viii) 原料リサイクル事業の推進

上記施策を通じて当社グループ、お客様及び社会のCO<sub>2</sub>排出量削減に貢献いたします。

#### ② デジタル

- i) 今後も成長が見込まれる半導体、電子部品等機能性セラミックスを利用する業界へのセラミックス材料や工業炉等の供給を拡大
  - ii) 業務のデジタル基盤の整備による生産性の向上及びコスト削減
  - iii) 顧客設備内耐火物点検業務へのドローン活用等オープンイノベーションを積極活用した技術・サービス開発
  - iv) 生産工程のIoT化推進によるQCD（品質・コスト・納期）及び環境の改善、自動化の推進
- 上記施策を通じて製品や社内の仕組みをアップグレードすることで、売上及び利益増強・コスト削減に努めます。

#### ③ グローバル

- i) 海外市場の成長性に着目したセラミックス・耐火物輸出の強化
- ii) FLSmidth等提携関係にある設備、耐火物等の海外企業との関係強化による顧客への付加価値提供
- iii) 為替、物流、調達コスト等を考慮した原料調達の最適化

上記施策を通じて、2024年度の海外関連売上高を2021年度比の3.2倍の水準を目指します。

(株主還元)

配当総額を段階的に増やすことで、配当性向30%を目指し、株主還元を強化します。

## 2 コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、役員及び従業員の行動の原則を示す「行動規範」において、法令の遵守、顧客満足の向上、適正な会計と報告、環境の保全、人格の尊重、情報の管理、地域社会との共生、反社会的勢力への対処を掲げ、この規範を実践することが当社の企業価値を向上させ、社会への貢献につながるものと認識しております。経営者はこの規範の実行が自らの役割であることを自覚し、経営の公正性と透明性の向上及び的確で迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるよう努めるものであります。

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社体制を選択しております。この体制により、取締役会による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、適正なコーポレート・ガバナンスを確保できる企業統治体制をとっております。

### (1)取締役会

取締役会はすべての取締役で構成し毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催され、法令、定款又は取締役会規程に定める重要事項の決定や重要な職務の職務執行状況及びその監督を行っています。また、取締役会は必要に応じて取締役以外の者を出席させて、意見や説明を求めることができる体制をとっております。

### (2)監査等委員会

監査等委員会は社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成され、取締役会の職務の執行を監視し、定例及び臨時に監査等委員会を開催しております。

### (3)指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役といたします。また、委員長は指名・報酬委員会の決議によって選定されます。

### (4)内部監査

当社は内部監査規程により、経営活動の全般にわたる業務執行状況を合法性と合理性の観点から点検・評価し、会社財産の保全及び経営効率の向上を図ることを定めています。社長直属の内部監査室に3名を配置し、年間計画に基づいて独立した立場から各部門の内部監査を行っております。

### (5)会計監査

当社は会計監査人として東陽監査法人を選任し、随時必要な監査資料を提供し、公正かつ適正な監査が実施されております。

Ⅲ 本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容

#### 1 本プランの目的及び概要

本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為等に関するルールとして本プランを設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行うための期間を確保することといたします。そして、大規模買付行為等を受け入れるか、若しくは大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するため、株主意識確認総会を開催することといたします。

なお、2023年3月末日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社大株主の状況」とおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式の大規模買付けを行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

#### 2 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2「独立委員会規程の概要」をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等。以下、同じとします。）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランの継続時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名・略歴は別紙3「独立委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。

### 3 対象となる大規模買付行為等

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、

①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

又は

③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

注1：特定株主グループとは、

(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）

(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）並びに(iv)上記(i)ないし本(iv)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

注2：議決権割合とは、

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、

(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保

有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）

又は、

(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらが共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

#### 4 対抗措置の発動に至るまでの手続

##### (1)大規模買付行為等意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、大規模買付行為等又は大規模買付行為等の提案に先立ち、その60営業日前までに、本プランに定められた手続きに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為等の概要
- ⑥本プランに定められた手続きに従う旨の誓約



当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

### (2)必要情報の提供要請

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は別紙4「大規模買付者に提供を求める情報」のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、本プランに定められた手続きの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限（大規模買付者が当社取締役会に対し意向表明書を提出した後、60営業日以内の期間を上限とします。以下「情報提供期間」といいます。）を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、情報提供期間を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、情報提供期間内で、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の判断を最大限尊重します。）ことがあります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

### (3)取締役会評価検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間満了後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価検討期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価検討期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為等は、取締役会評価検討期間の経過後（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置の



発動に関する議案が否決された場合には株主意思確認総会の終結後とし、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には株主意思確認総会の終結後速やかに開催される当社取締役会終結後)にのみ開始することができるものとします。

#### (4)大規模買付行為等が実施された場合の対応

##### ①大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合において、当社取締役会が、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の意見を最大限尊重し、大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。その上で、当社取締役会として、大規模買付行為等がなされることに反対であり、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断した場合には、取締役会評価検討期間内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催します。

なお、以下の(i)から(vii)のいずれかに該当すると合理的な根拠をもって判断できる場合には、当社取締役会は、原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断するものとします。もっとも、対抗措置の発動は、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断できる場合に限って行うものであり、以下の(i)から(vii)のいずれかに形式的に該当することのみをもって発動するものではありません。

- (i)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (ii)会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付けを行っている場合
- (iii)会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付けを行っている場合
- (iv)会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付けを行っている場合
- (v)大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(vi)大規模買付者による支配権獲得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(vii)大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様は、議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとし、株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとし、具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない限り、その終結後、速やかに、当社取締役会において対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

## ② 大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為等に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、独立委員会の勧告を受けた上で決定することとしますが、独立委員会の勧告に基づいて株主意思確認総会の場で株主承認を求めることがあります。

経済産業省企業価値研究会の2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」においても、「株主が買収の是非を適切に判断するための時間や情報を確保する場合や、被買収者の取締役会が、株主のために、買収者との交渉を通じてより良い買収条件を引き出すための交渉機会を確保する場合においては、当該取締役会が買収防衛策を導入し、さらに、合理的と認められる範囲の手続に反して一時停止しない買収者に対し、これを発動することが認められうる。」とされているところです。

なお、本プランを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本プランを遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守したか否かの判断、及び大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、独立委員会の意見又は勧告を最大限尊重するものとします。

## 5 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記4の手続に従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関としての決定を行います。

この場合、当社取締役会は具体的対抗措置として、差別的行使条件の付された新株予約権の無償割当てを行います。この概要は原則として別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりです。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

## 6 株主及び投資家の皆様への影響

### (1)本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的かつ具体的な影響を与えることはありません。

### (2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（別紙5「新株予約権無償割当ての概要」5. に定める非適格者を除きます。次号(3)においても同じです。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」5. に定める非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

なお、当社は、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された後（新株予約権の無償割当ての効力発生後を含みます。）においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります（この場合も、独立委員会に諮問し、勧告を受ける形で取締役会が意思決定をいたします）。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

7 本プラン合理性を高める仕組み

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記 I の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1)買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

(2)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1「本プランの目的及び概要」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3)株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。従って、対抗措置の発動の適否の判断に際して、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

#### (4)独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

上記4(4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

#### (5)デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役ににより構成される取締役会によって廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

#### 8 本プランの廃止の方法及び有効期間

本プランの有効期間は、本総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

加えて、本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、取締役会決議により、本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様と不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

以上



## 当社大株主の状況

2023年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
太田滋俊	606,158	5.70
太平洋セメント株式会社	510,666	4.80
吉野友裕	505,800	4.76
株式会社みずほ銀行	465,000	4.37
株式会社十六銀行	400,000	3.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	385,400	3.62
株式会社名古屋銀行	360,000	3.38
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.38
美濃窯業従業員持株会	313,070	2.94
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	300,000	2.82

※当社は自己株式 (2,273,688株) を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。

なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上



別紙2

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会の委員の略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

【氏名】 大島 崇文／社外取締役（独立役員）

【略歴】 1954年1月30日生

1979年4月 日本特殊陶業株式会社入社  
2007年6月 同社取締役  
2009年6月 同社常務取締役  
2011年6月 同社専務取締役  
2013年6月 同社代表取締役副社長  
2016年6月 同社代表取締役副社長退任  
2019年6月 当社社外取締役（現任）

【氏名】 佐藤 誠／社外取締役（独立役員）

【略歴】 1960年2月15日生

1983年4月 丸紅株式会社入社  
2010年4月 同社 地球環境プロジェクト部長  
2012年4月 同社 資源重機プラント部長  
2013年4月 丸紅ベネズエラ会社社長  
2016年4月 丸紅イラン会社社長  
2018年4月 丸紅株式会社 執行役員中東統括（ドバイ駐在）  
2020年4月 丸紅株式会社 理事  
2022年6月 当社社外取締役（現任）

【氏名】 澁谷 英司／社外取締役（監査等委員）（独立役員）

【略歴】 1957年1月28日生

1979年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社  
1983年3月 公認会計士登録  
2004年5月 監査法人トーマツ代表社員  
2013年6月 日本公認会計士協会東海会副会長  
2013年7月 日本公認会計士協会理事

2018年7月 有限責任監査法人トーマツ退社  
2018年8月 澁谷英司公認会計士事務所所長（現任）  
2019年6月 日本公認会計士協会東海会岐阜県会会長  
2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2021年6月 トランコム株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2021年6月 サンメッセ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2022年6月 株式会社丸順（現株式会社J-MAX）社外監査役（現任）

【氏名】 小林 宏明／社外取締役（監査等委員）（独立役員）

【略歴】 1951年6月8日生

1976年4月 エスエス製薬株式会社入社  
1994年1月 同社医薬部長  
2001年6月 同社執行役員統括部長  
2007年4月 総務省中部管区行政評価局参与  
2013年4月 鳥取県庁名古屋事務所参与  
2016年4月 名古屋市高年大学非常勤講師（現任）  
2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2021年4月 株式会社パーソナック社外取締役（現任）

以 上

## 大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

以 上

別紙5

## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

## 2. 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。

## 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

## 4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。

## 5. 本新株予約権の行使の条件

## (a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

(i)大規模買付者

(ii)大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）

(iii)大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）

(iv)取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x)上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y)上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンデに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

## (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記5(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該

第三者が上記5(a)の非適格者に該当しないことを含みます。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記5(c)の条件の充足の確認は、上記5(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

## 6. 取得条項

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記5(a)及び(b)の規定に従い行使可能な(即ち、非適格者に該当しない者が保有する)もの(上記5(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記6(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。)について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。
- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの(以下に記載する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のもの)とします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。)を対価として取得することができます。

### (i)行使条件

非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使することができません。

- (x)大規模買付者が株主意思確認総会決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であって、かつ、
- (y)当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合(但し、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足



されていないものは除外して算定します。)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する数の株式を目的とする第2新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができます。

#### (ii)取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限ります。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c)本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

#### 7. 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

#### 8. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

#### 9. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

#### 10. 新株予約権証券の発行

(1)本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2)株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3)本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除く。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4)本新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数とします。

(5)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

(6)その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されないこと、又は、②大規模買付者が上記4に記載する手続を遵守せずに大規模買付行為等を実施しようとする場合の何れかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 全般的事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、まん延防止等重点措置の全面解除や全国旅行支援の後押しもあり個人消費が持ち直し、設備投資は高水準の企業収益を背景に底堅く推移したものの、海外経済の減速に伴う輸出の減少、生産活動の落ち込み等により一進一退の状態が続きました。

一方、世界経済は欧米各国の政策金利の引き上げや世界的な半導体関連需要の低迷、ロシアのウクライナ侵攻長期化によるユーロ圏経済の減速懸念、欧米の銀行の経営不安に伴う金融機関に対する懸念の高まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、セメント業界向けを中心とする耐火物事業については、セメントの国内生産量が8か月連続で前年同月を下回る中、原燃料価格上昇分の販売価格への転嫁及び各種コストダウンに取り組みましたが、依然として販売価格への転嫁が原燃料価格の高騰に追いつかず、売上高は前年度を上回ったものの、利益は前年度を下回る結果となりました。

プラント事業については、当社の主要顧客の設備投資環境が回復し、受注が堅調に推移していることに加え、2021年10月に買収した岩佐機械工業株式会社の売上高と利益が通期分加算されたこともあり、売上高、利益ともに前年度を大幅に上回る結果となりました。

建材及び舗装用材事業については、コロナ禍で縮小した民間工事需要が経済活動の正常化に伴い順調に推移したことに加えて、営業を含めた生産性改善の効果も加わり、売上高、利益（前年度セグメント損失）ともに前年度を上回る結果となりました。

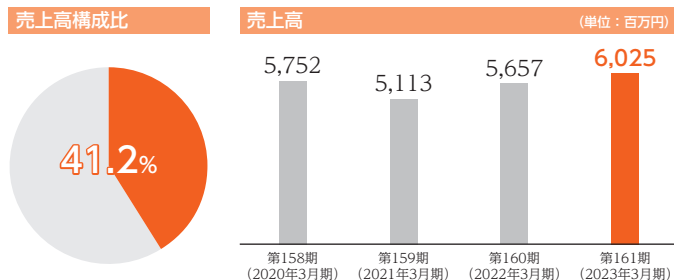
不動産賃貸事業については、遊休不動産の積極的な活用により売上高、利益ともに前年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は14,609百万円（前期比17.7%増）、営業利益は1,394百万円（前期比61.3%増）、経常利益は1,528百万円（前期比61.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,072百万円（前期比57.7%増）となりました。

## ②セグメント別の状況

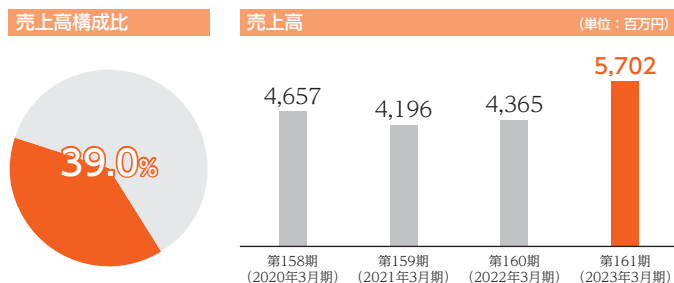
セグメント別の業績は次のとおりであります。

### 耐火物事業



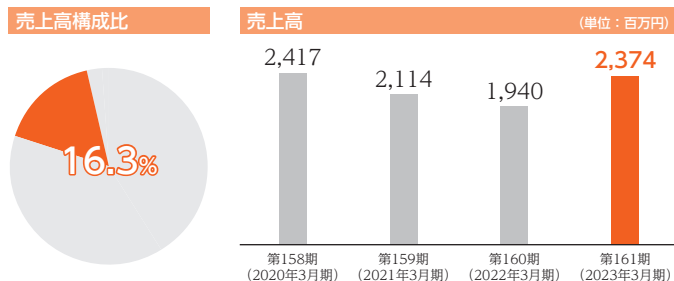
耐火物事業につきましては、当連結会計年度の売上高は6,025百万円（前期比6.5%増）、セグメント利益は141百万円（前期比25.3%減）となりました。

### プラント事業



プラント事業につきましては、当連結会計年度の売上高は5,702百万円（前期比30.6%増）、セグメント利益は912百万円（前期比92.5%増）となりました。

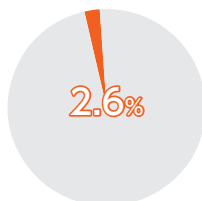
### 建材及び舗装用材事業



建材及び舗装用材事業につきましては、当連結会計年度の売上高は2,374百万円（前期比22.4%増）、セグメント利益は126百万円（前期は3百万円のセグメント損失）となりました。

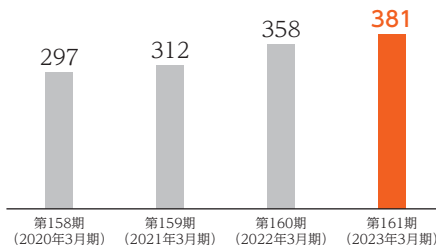
## 不動産賃貸事業

### 売上高構成比



### 売上高

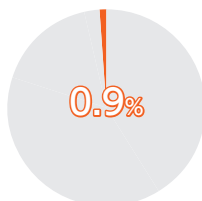
(単位：百万円)



不動産賃貸事業につきましては、当連結会計年度の売上高は381百万円（前期比6.5%増）、セグメント利益は187百万円（前期比2.3%増）となりました。

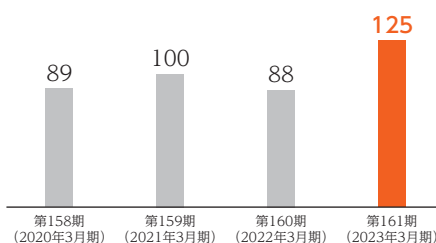
## その他の事業

### 売上高構成比



### 売上高

(単位：百万円)



主に外注品等を販売する事業であり、当連結会計年度の売上高は125百万円（前期比41.7%増）、セグメント利益は24百万円（前期比68.8%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当社グループは、生産能力向上のための設備拡充を重点的に行い、当連結会計年度の設備投資総額は232百万円となりました。

主な内訳は、当社瑞浪工場の800屯油圧プレス及び付帯設備37百万円、1m<sup>3</sup>高温シャトルキルン高温化改造11百万円であります。

### (3) 資金調達の様況

当連結会計年度につきましては、経常的な資金調達のみにて、増資等は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルスに伴う各種制限の解除により経済活動が正常化し、個人消費、企業の設備投資も増加することで景気を持ち直しが予想されます。

また世界経済は、中国のゼロコロナ政策の撤廃による中国経済の上振れや、堅調な雇用・所得環境を背景にした米国経済の底堅い推移が予想されるものの、ロシアのウクライナ侵攻長期化、米中間の対立激化による地政学リスク等、依然として不透明な環境が続くと予想されます。

このような状況の中、当社グループの対処すべき事業上の課題といたしましては、これら内外の環境変化から受ける影響を極力低減することで経営の安定化を図り、中期経営計画である「MINOトランスフォーメーションプラン2025」に着実に取り組み、企業体質の更なる強化と継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

第二に「耐火物事業」においては、リスク要因の一つである窯業原料の大幅な価格変動について、調達先の多様化等により引き続き主要原料の安定的な確保に努力するとともに、高騰分の価格転嫁も顧客の理解を得ながら粘り強く進めてまいります。その他、高機能・高品質製品と製造・技術・販売の一体サービスの提供により他社との差別化を図り、競争力のある製品開発に注力するとともに、より一層の顧客満足の向上と生産効率の向上に努めてまいります。

第三に「プラント事業」においては、顧客の各種ニーズに対応すべくサステナビリティを意識した新製品の開発を積極的に推し進め、新市場及び新規顧客の開拓に向けて取り組んでまいります。また、適宜の資材調達に努め、納期の確実性を高めます。

第四に「建材及び舗装用材事業」においては、公共事業の安定的な受注確保とともに、高機能製品の開発、新工法の開発に注力し、新規顧客開拓や新たな販売チャネルの開発に積極的に取り組んでまいります。

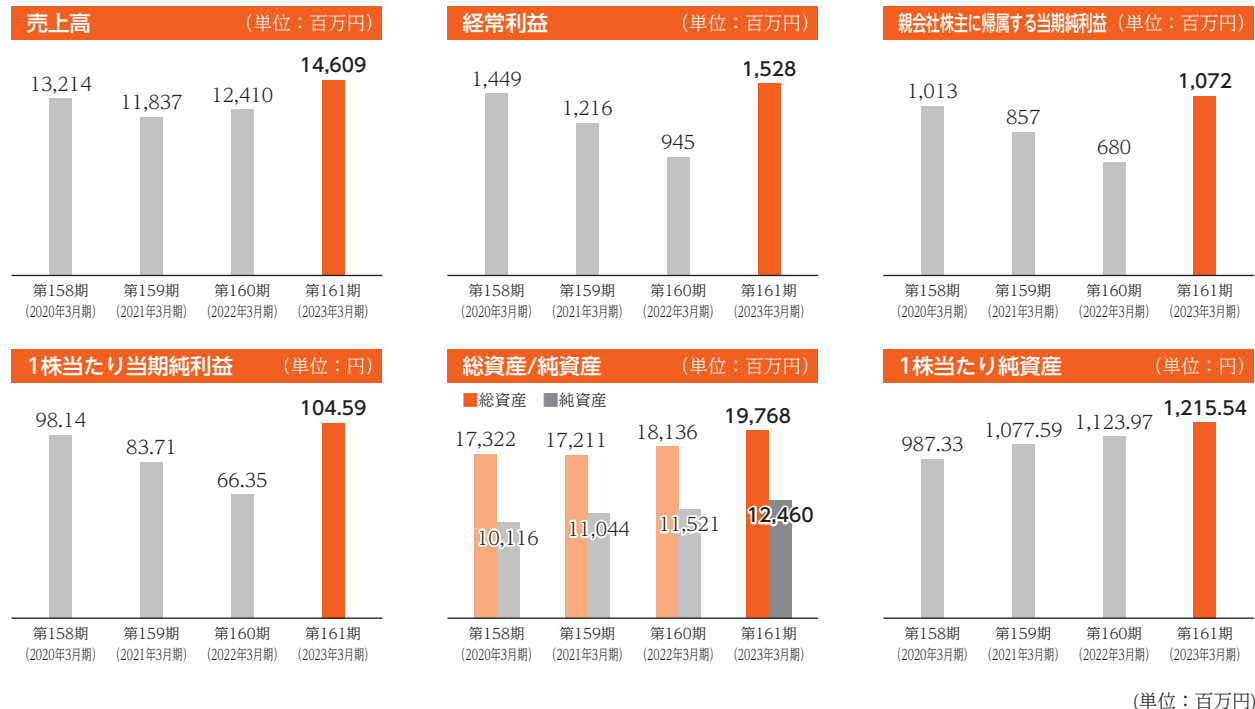
各事業においてこれらの戦略の確実な実現に努め、従来の顧客基盤を守りつつ、新たな収益基盤の構築を図るべく、当社グループの総合力を結集して取り組んでまいります。

### (5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

当社は、2022年4月1日を効力発生日として、美濃窯業株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ビョーブライト、ミノセラムックス商事株式会社及び日本セラムックエンジニアリング株式会社の3社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。



## (6) 財産及び損益の状況



区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当連結会計年度)
売上高	13,214	11,837	12,410	14,609
経常利益	1,449	1,216	945	1,528
親会社株主に帰属する当期純利益	1,013	857	680	1,072
1株当たり当期純利益	98円14銭	83円71銭	66円35銭	104円59銭
純資産	10,116	11,044	11,521	12,460
総資産	17,322	17,211	18,136	19,768
1株当たり純資産	987円33銭	1,077円59銭	1,123円97銭	1,215円54銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び「従業員株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

2019年度は、耐火物事業については国内セメント販売が前年比微減となる中、設備投資の増加に伴う減価償却費の増加などによる製造コストの上昇により、売上高、利益ともに減少しました。プラント事業については仕向け先の設備投資環境が堅調に推移する中、各種コストダウンにも積極的に取り組んだことで売上高、利益ともに増加しました。以上の結果、経常利益は減益、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

2020年度は、耐火物事業については、セメントの国内生産量が2年連続でマイナスになる中、価格競争の激化、設備投資に伴う減価償却負担の影響もあり売上高、利益ともに減少しました。プラント事業については、設備投資環境が低調に推移する中、企業収益の悪化や設備投資計画の延期等の影響もあり、売上高、利益ともに減少しました。以上の結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに減益となりました。

2021年度は、耐火物事業については、セメントの国内生産量が前年度並みで推移する中、売上高は増加しましたが、原燃料価格の高騰と価格競争の激化により利益は大幅に減少しました。プラント事業については、受注は大幅に増加したものの売上高は微増に留まり、外注コスト等の増加により利益面では前年度を下回りました。以上の結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに減益となりました。

2022年度は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (7) 主要な事業セグメント (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成され、耐火煉瓦の製造・販売を基礎として産業向け耐火物の製造販売、セラミックス分野を始めとするプラントの設計・施工、建築材料及び舗装用材の販売等の事業を展開しております。当社グループにおける各事業と各社の位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

耐火物事業…………… 当社は耐火煉瓦、不定形耐火物、その他耐火材料の製造、販売を行っております。

プラント事業…………… 当社及び岩佐機械工業株式会社が設計、製造、施工及び販売を行っております。

建材及び舗装用材事業… 美州興産株式会社が材料の販売及び施工を行っており、この素材の一部分の舗装用材及び加工製品を当社が製造供給しております。

不動産賃貸事業…………… オフィスビル及び住宅等を賃貸しております。

その他…………… 主に当社が外注品等を販売しております。

**(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2023年3月31日現在）****① 当社**

本社	岐阜県瑞浪市
本社事務所	愛知県名古屋市
営業所	東京営業所(東京都千代田区)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、九州営業所(福岡県北九州市)
工場	亀崎工場(愛知県半田市)、瑞浪工場(岐阜県瑞浪市)、四日市工場(三重県四日市市)、山岡工場(岐阜県恵那市)
プラント部	岐阜県瑞浪市
技術研究所	愛知県半田市

**② 重要な子会社**

美州興産株式会社	本社	愛知県名古屋市
	営業所	東京都北区、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、長野県松本市
	工場	愛知県半田市、岐阜県土岐市
岩佐機械工業株式会社	本社	東京都中央区

(注) 2022年4月1日を効力発生日として株式会社ビョーブライト、ミノセラミックス商事株式会社及び日本セラミックエンジニアリング株式会社を吸収合併いたしました。

**③ 従業員の状況**

セグメントの名称	従業員数(名)
耐火物事業	165(8)
プラント事業	70(-)
建材及び舗装用材事業	51(-)
不動産賃貸事業	1(-)
全社共通	49(2)
合 計	336(10)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
美州興産株式会社	30	100.0	建材及び舗装用材事業
岩佐機械工業株式会社	40	100.0	プラント事業

(注) 2022年4月1日付を効力発生日として株式会社ビョーブライト、ミノセラミックス商事株式会社及び日本セラミックエンジニアリング株式会社を吸収合併いたしました。

## (10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	400
株式会社十六銀行	180

## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

### (1) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
太田滋俊	606,158	5.70
太平洋セメント株式会社	510,666	4.80
吉野友裕	505,800	4.76
株式会社みずほ銀行	465,000	4.37
株式会社十六銀行	400,000	3.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	385,400	3.62
株式会社名古屋銀行	360,000	3.38
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.38
美濃窯業従業員持株会	313,070	2.94
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	300,000	2.82

(注) 1. 当社は、自己株式を2,273,688株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

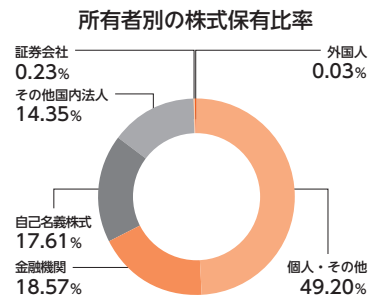
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、「役員株式給付信託（BBT）」制度及び「従業員株式給付信託（J-ESOP）」制度に係る信託財産の委託先であります。なお、上記委託先が保有している当社株式（385,400株）は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率の算定上控除しておりません。

## (2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 31,960,000株
- ② 発行済株式の総数 10,636,140株  
(自己株式2,273,688株を除く。)
- ③ 株主数 1,925名
- ④ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	-	-
社外取締役（監査等委員を除く）	-	-
取締役（監査等委員）	-	-

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。



### 3 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	太田 滋 俊	美州興産株式会社 代表取締役社長 岩佐機械工業株式会社 代表取締役社長
取締役	中島 正 也	専務執行役員 R E 事業部・NC 部・プラント部・マテリアル事業部・資材課担当
取締役	長谷川 郁 夫	執行役員 管理本部長兼総務人事部長
取締役	石川 豊	執行役員 R E 事業部長
取締役	大島 崇 文	
取締役	佐藤 誠	
取締役 (監査等委員・常勤)	山田 俊 彦	
取締役 (監査等委員)	澁谷 英 司	澁谷英司公認会計士事務所所長 トランコム株式会社 社外取締役（監査等委員） サンメッセ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社J-MAX 社外監査役
取締役 (監査等委員)	小林 宏 明	名古屋市高年大学非常勤講師 株式会社パーソナック 社外取締役

- (注) 1. 取締役大島崇文氏及び佐藤誠氏並びに取締役(監査等委員)澁谷英司氏及び小林宏明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役大島崇文氏は、上場会社の代表取締役副社長としての経験を持ち、企業経営における豊富な経験や見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 取締役佐藤誠氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 取締役(監査等委員)澁谷英司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 取締役(監査等委員)小林宏明氏は、行政機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役及び取締役(監査等委員)の異動は、次のとおりであります。
- (就任)  
佐藤誠氏は、2022年6月29日開催の第160回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任いたしました。



4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山田俊彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役大島崇文氏及び佐藤誠氏並びに社外取締役（監査等委員）澁谷英司氏及び小林宏明氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (9) 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、社外取締役、監査等委員、執行役員及び管理職従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 取締役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。

取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、(1) 中長期的な企業価値の向上と、その実現を担う有能な人材を確保、維持できる報酬水準であること、(2) 取締役それぞれに求められる役割と責任に応じたものであることを念頭に、報酬の体系と金額を決定します。

## b. 取締役に対する報酬の体系と水準

当社の取締役の報酬は、(1) 月例の基本報酬(基本給)、(2) 事業年度につき2回の業績連動報酬(役員賞与)、(3) 事業年度の業績に応じた業績連動報酬(え)の3種類とし、各々の報酬は基本方針に相応しい水準とするように公正かつ透明な手続きで決定します。

## c. 基本報酬(基本給)の個人別報酬の額の決定に関する方針

月例の基本報酬は、役位、職責、同業種及び類似業種で同規模の他社水準、前年度の業績及び今年度の業績見込み、財務状況、従業員の給与水準などを総合的に勘案して決定します。

## d. 業績連動報酬(役員賞与)である賞与の額の決定に関する方針

事業年度内の2回の業績連動報酬(役員賞与)は、前事業年度の連結営業利益に対する達成度合い、及び当事業年度の連結営業利益予想をそれぞれ同等に考慮したうえで決定し、従業員の賞与の支給時期に支給します。

## e. 業績連動報酬(株式給付信託)の付与株式数の決定に関する方針

取締役の報酬と会社の業績及び株式価値の連動性を明確にし、事業年度毎の業績向上を目的に株式を給付するものであり、その内容については、取締役会の決議を経て2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において導入が決議された「役員株式給付規程」に基づき運営しており、役員退任時に累計ポイント数に応じた株式を給付します。

業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託(BBT)」の概要は、以下のとおりであります。

### <業績連動型株式報酬の算定方法>

業績連動型株式報酬制度は、事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

その詳細は、以下のとおりであります。

#### 1. 対象者

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ・職務執行期間(前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日まで)中に在任していること
- ・株主総会決議において解任の決議をされていないこと、又は取締役等としての義務の違反があったことに起因した解任をされていないこと

2. 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」という。）としております。

3. 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

① 付与ポイントの決定方法

(1) ポイント付与の時期

A. 2021年6月29日開催の第159回定時株主総会の決議で許容される範囲において、毎年の定時株主総会開催日（B. に記載の場合の退任日と合わせて、以下「ポイント付与日」という。）現在における受給予定者に対して、前年の定時株主総会終結時から当年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務対象期間」という。）における役務の対価として同日にポイントを付与します。

B. Aのほか、役員を退任するときは、当該退任直後の定時株主総会日にポイントを付与します。

(2) 報酬等と連動する業績評価指標

当社は持続的な利益成長を実現するため、これまでも取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬において、連結営業利益を指標として用いてきております。本制度においても、毎事業年度における連結営業利益の期初目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標としております。

なお、当事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,150,000千円で、実績は1,394,600千円であります。また、翌事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,300,000千円であります。

(3) 付与するポイント数

A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント

次の算式により算出されるポイントとします。

（算式）

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 別表2に定める業績連動係数

× 在任月数 ÷ 12か月

B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント

別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(別表1) 役位別ポイント数は、以下のとおりであります。

役位	役位別ポイント数
代表取締役社長	3,000ポイント
取締役 専務執行役員	2,000ポイント
取締役 常務執行役員	1,500ポイント
取締役 執行役員	1,000ポイント
執行役員	500ポイント

(別表2) 業績連動係数は、以下のとおりであります。

連結営業利益達成度	業績連動係数
150%以上	1.2
110%以上150%未満	1.1
80%超110%未満	1.0
50%以上80%以下	0.8
50%未満	0.0

## ② 支給する当社株式等

「1ポイント」＝「1株」として次の算式により算出される株式を給付します（単元未満株式を除く。）。単元未満株式相当分は金銭にて給付します。

## ③ 受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が取締役会で決定した「役員株式給付規程」で定める要件を満たした場合に、遺族に対し株式等を支給することとします。なお、この場合における支給は、以下の方法により遺族給付としてすべて金銭で支払うこととします。

### (1) 死亡時のポイント付与時期

受給予定者が職務執行期間中に死亡したときは、当該死亡日にポイントを付与し、当該死亡直後の定時株主総会にはポイントを付与しません。

### (2) 死亡時に付与するポイント数

A. 死亡日に付与するポイントは、次の算式により算出されるポイントとします。

(算式)

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 1.0 × 在任月数 ÷ 12か月

B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、死亡日に付与するポイント

別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(3) 遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日における本株式の時価(※1)

(※1) 権利確定日は受給予定者の遺族が、当社の指定する書類を提出した日の属する月の末日とします。また、本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されない場合にあつては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

#### 4. 当事業年度における役位別の上限となるポイント数

当事業年度において算出される役位別の上限となるポイント数は、以下のとおりであります。

役位	上限となるポイント数
代表取締役社長	3,600ポイント
取締役 専務執行役員	2,400ポイント
取締役 常務執行役員	1,800ポイント
取締役 執行役員	1,200ポイント
執行役員	600ポイント

#### f. 基本報酬(基本給)、業績連動報酬(役員賞与)及び業績連動報酬(株式給付信託)の取締役の個人別の報酬の額に対する割合決定に関する方針

取締役の報酬は、役員報酬内規において役位別に規定された比率により算定した各取締役の報酬総額について、おおむね以下の割合となるよう種類別の報酬金額を決定し支給します。

基本報酬 (基本給)	業績連動報酬 (役員賞与)	業績連動報酬 (株式給付信託)
55%	40%	5%

※使用人兼務取締役の基本報酬(基本給)は、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めた割合です。

#### g. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、下記口に記載のとおり、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長太田滋俊に対し、各取締役の基本報酬（基本給）の額及び業績連動報酬（役員賞与）の額についての決定を委任しております。委任した理由は、代表取締役社長が経営の総合的見地から各取締役の担当部門について評価を行うのに適していると判断したためであります。また、業績連動報酬（株式給付信託）については、「役員株式給付規程」の規定に基づいて算出された個人別ポイント数を付与するものとします。なお、監査等委員会より、当該報酬等の内容は妥当であるとの報告を受けております。

## ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	106,806	49,140	47,536	10,130	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	14,665	12,570	－	2,095	1
社外取締役 （うち監査等委員を除く）	8,750	7,500	－	1,250	2
社外取締役（監査等委員）	8,120	6,960	－	1,160	2

- (注) 1. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 業績連動報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会決議により導入した、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)を対象者とする業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託(BBT)」の役員株式給付引当金が含まれております。  
 3. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。

## ニ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は2017年6月29日開催の第155回定時株主総会において、年額150,000千円以内（うち社外取締役分15,000千円以内）と決議いただいております。なお、この報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。また、同定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役）に対する報酬等の限度額を総額35,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役）の員数は3名であります。

また、上記報酬枠とは別枠で、当社は2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象者とする業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託(BBT)」を導入し、対象者に給付する当社株式の取得の原資として、80,460千円



(当社グループを含む。)を上限とした金銭を信託に拠出することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名であります。

また、2021年6月29日開催の第159回定時株主総会において、当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計を27,760ポイント上限と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名であります。

この「役員株式給付信託(BBT)」は2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)分として、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに48,600千円(当社グループを除く。)を上限として当該株式給付信託への追加拠出を決議いただいております。

ホ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況については「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

### ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大島 崇文	当事業年度において開催された取締役会13回の全てに、社外取締役として出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、経営上の問題点を指摘するとともに将来的な事業戦略について積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役 佐藤 誠	当事業年度において開催された取締役会13回のうち、社外取締役として9回出席し、主に企業経営の豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。 また、当事業年度において開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回のうち1回に出席し、経営上の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 澁谷 英司	当事業年度において開催された取締役会13回の全てに、取締役監査等委員として出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小林 宏明	当事業年度において開催された取締役会13回の全てに、取締役監査等委員として出席し、主に行政機関における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営執行等の適正性について有益な提案や発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、経営全般の監視と有効な助言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社グループ（以下、「美濃窯業グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
- ロ 当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
- ハ 内部監査室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。
- ニ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口として総務人事務部を、外部通報窓口として常勤監査等委員及び外部弁護士を設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ホ 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係をもたない体制を整備・維持する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ロ これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに、各取締役の要求があるときには、これを閲覧に供する。

#### ③ 美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役をリスク管理の統括責任者として、リスクのカテゴリ毎に責任部門を定め、当社グループにおいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザーチームを組織するなど、迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める体制を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

**④ 美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ 取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。
- ロ 職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。
- ハ 取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

**⑤ 美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- イ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。
- ロ 内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

**⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査等委員会の下に使用人を配置することとし、その人事及び人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。
- ロ 当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査等委員が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

**⑦ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ 美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。
- ロ 美濃窯業グループの使用人は、業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ハ 前項にかかわらず、当社の監査等委員会が選定した監査等委員はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ニ 当社は、監査等委員会へ報告を行った美濃窯業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

**⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- イ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の請求に応じて職務の執行に必要なと認められる場合を除き、費用の前払又は清算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

### ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員会は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部監査室と連携して、取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

ロ 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、相互認識を深めるとともに、その他の取締役及び使用人とも面談を実施する。

### ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、企業会計審議会による「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に従って社内の関係規程等を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した美濃窯業グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を基に、すべての役職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、その内容に沿った適正な業務執行を行っておりますが、併せて「内部通報規程」を活用して、より一層、未然に法令違反の防止を図れるよう取り組んでおります。また、内部監査室が、「内部監査規程」に従って美濃窯業グループの監査を実施し、結果を代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。また、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行っております。

### ② リスク管理体制の強化

「リスク管理規程」等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。また、美濃窯業グループに係るリスクに対して、重要な案件については、取締役会に諮り協議し、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関連部門へ指示を行っております。

### ③ 企業グループにおける業務の適正の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当連結会計年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。システムの運用上見出された軽微な問題点等については、その内容に応じて、改善報告を行い、再発防止への取組みを行い、適正性の確保に努めております。



#### ④ 監査等委員会の監査体制

- イ 監査等委員会は、実査毎に監査報告を作成し代表取締役社長に送付し見解を聴取するとともに、監査指摘事項に対する回答を担当部門より書面で受領しております。なお、監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名で構成されております。
- ロ 各監査等委員は取締役会のほか、経営会議などに出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに取締役、執行役員と意見交換できる体制となっております。また、代表取締役社長とは四半期決算毎に社外取締役も交えて率直な意見の交換を行っています。常勤監査等委員はその他の業務執行に関する重要な会議にも出席し、必要に応じて意見交換できる体制となっております。監査等委員会は常勤監査等委員を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び美濃窯業グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を受けております。
- ハ 監査等委員会は、会社計算規則に基づく会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の財務報告などを通じて会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査等委員会は常勤監査等委員を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、代表取締役社長との定期的な面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。
- ニ 監査等委員会は、監査等委員の職務を補助する使用人を置いておらず、内部監査室と協力して監査を進めております。
- ホ 監査等委員の職務に要する費用は、監査等委員の請求に従い速やかに処理されております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も中長期的な視点に立ち、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきます。すでに、2022年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり10円と合わせまして、年間配当金は1株当たり25円となります。

---

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>11,751,178</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,806,016</b>
現金及び預金	2,631,855	支払手形及び買掛金	1,249,303
受取手形	318,214	電子記録債務	1,271,764
電子記録債権	1,052,011	短期借入金	1,170,000
売掛金	4,322,699	1年内償還予定の社債	260,000
契約資産	348,789	未払法人税等	345,162
有価証券	15,188	未払消費税等	154,790
棚卸資産	2,988,752	契約負債	248,710
その他	76,118	賞与引当金	398,700
貸倒引当金	△2,450	製品保証引当金	44,842
<b>固定資産</b>	<b>8,016,876</b>	工事損失引当金	9,360
<b>有形固定資産</b>	<b>5,517,499</b>	その他の負債	653,382
建物及び構築物	2,507,199	<b>固定負債</b>	<b>1,501,855</b>
機械装置及び運搬具	806,480	社債	150,000
土地	2,082,861	長期借入金	140,000
建設仮勘定	51,722	株式給付引当金	27,022
その他	69,235	役員株式給付引当金	24,531
<b>無形固定資産</b>	<b>55,472</b>	役員退職慰労引当金	282,374
のれん	18,708	退職給付に係る負債	594,153
その他	36,763	資産除去債務	45,763
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,443,904</b>	その他の負債	238,009
投資有価証券	1,778,826	<b>負債合計</b>	<b>7,307,872</b>
繰延税金資産	267,173	<b>純資産の部</b>	
その他	397,906	<b>株主資本</b>	<b>12,128,335</b>
貸倒引当金	△2	資本金	877,000
<b>資産合計</b>	<b>19,768,055</b>	資本剰余金	1,047,029
		利益剰余金	10,709,810
		自己株式	△505,505
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>331,847</b>
		その他有価証券評価差額金	330,823
		繰延ヘッジ損益	1,023
		<b>純資産合計</b>	<b>12,460,182</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,768,055</b>



# 連結損益計算書(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
売上高	14,609,341
売上原価	10,820,626
売上総利益	3,788,715
販売費及び一般管理費	2,394,114
営業利益	1,394,600
受取利息	1,663
受取配当金	54,506
補助収入	45,490
受取保険金	26,879
その他	19,193
営業外費用	147,733
支払利息	5,854
固定資産除却損	5,736
その他	2,504
経常利益	14,095
特別利益	1,528,238
固定資産売却益	27,294
投資有価証券売却益	3,633
特別損失	30,927
投資有価証券評価損	20,231
投資有価証券売却損	8,348
税金等調整前当期純利益	28,579
法人税、住民税及び事業税	1,530,585
法人税等調整額	470,948
当期純利益	△12,518
親会社株主に帰属する当期純利益	458,430
	1,072,155
	1,072,155

# 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>9,658,748</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,904,020</b>
現金及び預金	1,712,362	電買子記掛録債	976,058
受取手形	219,354	短期借入金	1,007,165
電子記録債権	952,894	1年内償還予定の社	1,120,000
売掛金	3,789,071	未払費用等	260,000
契約資産	334,764	未払消費税	75,213
製品	1,141,441	未払消費税	221,303
仕掛品	178,082	前契約受負	22,269
未成工事支出金	330,788	預り引当金	225,861
原材料及び貯蔵品	928,394	賞与引当金	22,566
前払費用	12,257	製品引当金	345,000
その他の金	61,787	工事引当金	36,090
貸倒引当金	△2,450	その他引当金	9,360
<b>固定資産</b>	<b>7,928,342</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,495,375</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,399,228</b>	社長期借入債	150,000
建物	2,328,956	長付引当金	100,000
構築物	142,471	株式給付引当金	200,000
焼成窯	163,023	役員給付引当金	22,373
機械及び装置	634,898	退職給付引当金	17,107
車両運搬具	5,866	役員退職引当金	534,360
工具、器具及び備品	64,922	その他引当金	204,985
土地	2,007,366	その他引当金	37,575
建設仮勘定	51,722	その他引当金	228,973
<b>無形固定資産</b>	<b>16,749</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,399,396</b>
ソフトウェア	9,463	<b>純資産の部</b>	
その他の金	7,286	<b>株主資本</b>	<b>10,866,252</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,512,364</b>	資本金	877,000
投資有価証券	1,427,514	資本剰余金	1,164,058
関係会社株式	496,924	資本剰余金	774,663
出資金	65	資本剰余金	389,394
関係会社長期貸付金	170,000	資本剰余金	9,328,780
長期前払費用	10,983	資本剰余金	219,250
繰延税金資産	189,376	資本剰余金	9,109,530
その他の金	217,500	資本剰余金	1,750,000
<b>資産合計</b>	<b>17,587,090</b>	退職給付引当金	120,000
		退職給付引当金	50,000
		退職給付引当金	50,000
		退職給付引当金	64,203
		退職給付引当金	7,075,327
		退職給付引当金	△503,586
		退職給付引当金	321,441
		退職給付引当金	320,417
		退職給付引当金	1,023
		<b>純資産合計</b>	<b>11,187,693</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>17,587,090</b>

# 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目		金 額	
売	上		11,850,999
売	上		8,779,651
売	上		3,071,348
販	費		1,860,040
営	業		1,211,307
営	業		
受	取	865	
有	価	338	
受	取	50,500	
補	助	45,490	
受	取	17,006	
そ	の	15,535	129,737
営	業		
支	払	5,354	
社	債	1,324	
固	定	5,736	
そ	の	1,576	13,992
経	常		1,327,052
特	別		
固	定	799	
投	資	819	
抱	合	752,508	754,127
特	別		
投	資	20,231	
投	資	8,348	28,579
税	引		2,052,600
法	人	382,748	
法	人	△4,967	377,781
当	期		1,674,819

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

美濃窯業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 浅川 昭 久  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 橋本健太郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美濃窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

美濃窯業株式会社  
取締役会 御中東陽監査法人  
名古屋事務所指 定 社 員 公認会計士 浅川 昭 久  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 橋本健太郎  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との意見交換の機会を設けたほか、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員は会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定され、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につきましても、当該常勤の監査等委員が子会社の監査役を兼任していることから、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨の、会計監査人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2023年5月11日

美濃窯業株式会社監査等委員会

常勤監査等委員	山田俊彦 ㊟
監査等委員	澁谷英司 ㊟
監査等委員	小林宏明 ㊟

(注) 監査等委員澁谷英司及び小林宏明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月（議決権の基準日 毎年3月31日）

剰余金の配当の基準日 期末配当 毎年3月31日  
中間配当 毎年9月30日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒460-8685  
名古屋市中区栄三丁目15番33号  
三井住友信託銀行株式会社  
証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社  
証券代行部

(電話照会先) 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

### 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

公告の方法 電子公告(当社ホームページに掲載)

ホームページアドレス  
<https://www.mino-ceramic.co.jp/>

※ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

### ホームページのご案内

ホームページに会社情報や事業紹介、IR情報、及び最新情報を掲載しております。是非ご覧ください。

<https://www.mino-ceramic.co.jp/>

美濃窯業

検索

## トピックス

### 中期経営計画“MINO トランスフォーメーション・プラン 2025”の進捗について

当社は、2022年5月13日に公表した中期経営計画“MINO トランスフォーメーション・プラン 2025”について、2024年3月期における数値目標を下記のとおり修正いたしました。なお、2025年3月期における数値目標および中期経営計画の方針に変更はありません。

中期数値計画（概数）

項目	23年3月期		24年3月期		25年3月期
	計画	実績	計画	見直し	計画（変更なし）
売上高	134億円	146億円	150億円	150億円	162億円
営業利益	11.5億円	13.9億円	14億円	13億円	17億円
ROS	9.0%	10.5%	9.8%	8.7%	10.7%
海外関連 売上高	9億円	11億円	14億円	14億円	17億円
配当性向	25%程度	23.9%	28%程度	28%程度	30%程度
投資	7.8億円	6.9億円	9億円	8億円	9.1億円

# トピックス

## 名証IRエキスポ2022出展

2022年9月9日（金）及び10日（土）に、名古屋証券取引所が主催する日本最大級のIRイベント「名証IRエキスポ2022」に出展いたしました。

当社ブースには300名を超える株主・投資家の皆様が来場され、事業内容や業績、株主還元等について熱心に説明を聞かれました。

今後も、株主・投資家の皆様に信頼頂けるようなIR活動を行って参りますので、引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



## 採用サイトリニューアルのお知らせ

この度、当社採用サイトを全面リニューアルいたしました。

今回のリニューアルでは、美濃窯業株式会社で働くイメージや社風がわかるように、さまざまな職種で活躍する社員のインタビューや福利厚生・教育などのページを拡充いたしました。

今後も内容の充実を図るとともに、採用に関する情報を発信して参ります。

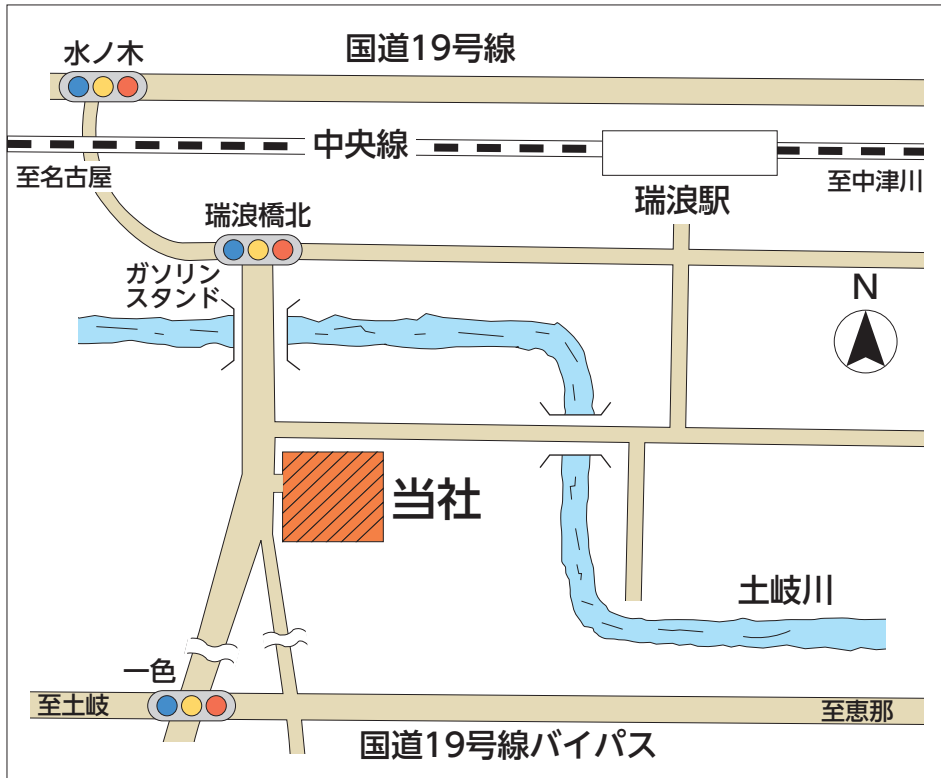
AINO 美濃窯業株式会社  
MIDORI-117

TOP 会社情報 投資家へのお話し 働く環境を知ろう 採用情報を知ろう 採用サイト



# 株主総会会場ご案内略図

- 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
- JR中央線瑞浪駅下車徒歩約7分



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

